

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、次の行政文書を本件異議申立てに係る開示請求の対象文書として特定し、開示可否を決定すべきである。

- 1 平成 18 年 4 月 11 日付け「平成 17 年度急傾斜地崩壊危険区域の指定実績について（報告）」
- 2 紅葉谷川庭園砂防
- 3 平成 18 年 7 月 25 日付け「砂防指定地の指定の解除について（進達）」

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 18 年 10 月 9 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関の総務部総務管理局総務室（東広島地域事務所を含む。）及び人事室並びに秘書広報総局行政情報室並びに土木部土木整備局河川管理室（以下単に「道路河川管理室」という。）及び砂防室（以下単に「砂防室」という。）を対象として、平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの期間において、国土交通省の大臣官房人事課並びに河川局総務課、水政課、河川計画課、河川環境課、治水課、防災課、砂防部砂防計画課及び同砂防保全課から取得、又は同部署宛てに作成した全ての行政文書（電話などによる聞き取り内容を記録した書類やメールなどを含む。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関の担当部署のうち道路河川管理室及び砂防室は、本件請求に対し、対象文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、道路河川管理室にあっては、行政文書開示決定及び行政文書部分開示決定を、砂防室にあっては、行政文書部分開示決定（以下これらを総称して「本件処分」という。）を行い、それぞれ平成 18 年 12 月 8 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 1 月 4 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの。）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件対象文書以外に、本件請求の対象となる行政文書が存在するため、その開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、行政文書の開示に当たって、自らにとって都合の悪い行政文書を意図的に隠匿するために行った不当な処分であることから、当該処分を取り消し、開示すべき真実の行政文書を適正に特定した上で、改めて、速やかに開示決定等を行うよう要求する。

なお、本件処分において隠匿された行政文書の一例として、平成18年12月8日付け文法第4号の行政文書部分開示決定通知書において開示された文書発送簿(以下「別件文書発送簿」という。)に記録されている、①文書番号「1」、発送月日「18.4.11」、受信者名「国土交通省河川局砂防部保全課長」、標題「平成17年度急傾斜地崩壊危険区域の指定実績」、及び②文書番号「26」、発送月日「18.7.25」、受信者名「国土交通大臣」、標題「砂防指定地の指定の解除」がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書(以下「本件理由説明書」という。)で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人が請求した行政文書を特定し、条例第10条第2号及び第6号に該当する情報が含まれている行政文書については、部分開示決定処分を行ったが、その他の全ての行政文書については開示決定処分を行った。

異議申立てに係る行政文書は存在しないことから、本件処分を取り消す理由はない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

異議申立人は、本件処分に対し、別件文書発送簿に記載の行政文書を例示し、本件対象文書以外に対象文書が存在する旨主張しているため、以下、その存否について検討する。

異議申立人は、実施機関が本件処分において適正に開示しなかった行政文書が存在するとして平成19年1月21日付けで開示請求を行っており、実施機関は、当該請求に対し、同年2月6日付け砂防第90号により、次の行政文書を対象文書(以下「別件対象文書」という。)として行政文書開示決定(以下「別件処分」という。)を行っている。

- (1) 平成18年4月11日付け「平成17年度急傾斜地崩壊危険区域の指定実績について(報告)」
- (2) 紅葉谷川庭園砂防
- (3) 平成18年7月25日付け「砂防指定地の指定の解除について(進達)」

当審査会では、別件処分に対して異議申立人から平成19年3月11日付けで提起された異議申立てに係る諮問事案の審査の過程において、本件請求の対象文書として特定されていなかったのは、実施機関が別件処分において開示した別件対象文書のみであるとの結論を得ている。

以上のことから、実施機関は、本件請求の対象文書として、本件対象文書のほか、

別件対象文書を特定すべきである。

なお、実施機関は、本件理由説明書において、本件異議申立てに係る行政文書は存在しない旨主張している。

しかしながら、実施機関は、別件処分を行った時点において、別件対象文書を本件請求の対象とすべきであったことを認識していたものと考えられるから、別件処分により別件対象文書を開示しているという事情はあるものの、本件請求に対しても同様に、別件対象文書を追加で開示すべきであった。

今後は、開示決定等をした後に、開示すべき行政文書の存在が明らかになった場合は、当該開示決定等を速やかに見直すよう求める。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 2 月 23 日	・ 諮問を受けた。
平成 30 年 4 月 9 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成 30 年 6 月 27 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成 30 年 7 月 5 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 3 年 2 月 19 日 (令和 2 年度第 10 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 3 月 19 日 (令和 2 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

石 井 誠一郎	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授